

相模原市指導監査基準 障害者支援施設編

令和6年度版

関係法令名等	略称
建築基準法(昭和25年 法律第201号)	なし
個人情報の保護に関する法律(平成15年 法律57号)	なし
相模原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成11年相模原市条例42号)	小規模水道及び小規模受水槽水道条例
相模原市消防訓練指導実施要綱(平成30年3月12日制定)	消防訓練実施要綱
相模原市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年相模原市条例10号)	障害者支援施設基準条例
相模原市暴力団排除条例(平成23年 相模原市条例第31号)	暴力団排除条例
社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成12年6月7日 障第452号 社援第1352号 老発514号 児発第575号)	苦情解決指針通知
社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について(平成17年2月22日 健発第0222002号 薬食発第0222001号 雇児発第0222001号 社援発第0222002号 老発第0222001号)	感染症等発生報告通知
社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について(平成28年9月1日 雇児総発0901第3号 社援基発0901第1号 障障発0901第1号 老高発0901第1号)	非常災害対策及び入所者等の安全確保通知
社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(平成28年9月15日 雇児総発0915第1号 社援基発0915第1号 障障発0915第1号 老高発0915第1号)	なし
社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について(平成15年7月25日 社援基発第0725001号)	レジオネラ症防止対策徹底通知
レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針(平成15年7月25日厚生労働省告示第264号)	レジオネラ症防止指針
社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について(平成8年7月19日 社援施第116号)	飲用井戸及び受水槽衛生確保通
社会福祉施設における衛生管理について(平成9年3月31日 社援施第65号)	なし
社会福祉施設における衛生管理について(平成9年3月31日社援施第65号) 別添:大量調理施設衛生管理マニュアル	衛生管理通知及び別添大量調理施設衛生管理マニュアル
障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き	感染対策マニュアル
社会福祉施設における火災防止対策の強化について(昭和48年4月13日 社施第59号)	火災防止対策強化通知
社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和62年9月18日 社施第107号)	防火安全対策強化通知
社会福祉法(昭和26年 法律第45号)	なし
社会福祉法施行規則(昭和26年 厚生省令第28号)	なし
障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて(平成18年10月18日 障発第1018003号)	移行時特別積立金等の取扱通知
就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について(平成18年10月2日 障障発第1002003号)	なし
「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」の改正について(平成27年3月31日 健衛発0331第7号)	レジオネラ症防止対策マニュアル改正通知
障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(平成28年9月9日 障障発0909第1号)	障害者支援施設利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通
障害者支援施設等に係る指導監査について 別添:障害者支援施設等指導監査指針(平成19年4月26日 障発第0426003号)	支援施設等指導監査通知
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年 法律第79号)	障害者虐待防止法

関係法令名等	略称
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)	障害者総合支援法
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年 厚生労働省令第19号)	障害者支援法施行規則
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日 厚生労働省令第177号)	障害者支援施設基準省令
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年 厚生労働省令第172号)	厚生労働省令第172号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成19年1月26日障発第0126001号)	障発第0126001号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)	報酬告示
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	留意事項通知
障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(平成30年6月 厚生労働省)	障害者虐待防止対応マニュアル
消防法(昭和23年 法律第186号)	なし
消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成16年5月31日 消防庁告示第9号)	消防庁告示第9号
消防法施行規則(昭和36年 自治省令第6号)	なし
消防法施行令(昭和36年 政令第37号)	なし
保護施設等における調理業務の委託について(昭和62年3月9日 社施第38号)	なし
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年 法律第76号)	育児・介護休業法
高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針(平成24年11月9日 厚生労働省告示第560)	なし
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年 法律第68号)	高年齢者等の雇用安定法
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年 法律第113号)	男女雇用機会均等法
事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針(平成19年10月1日 厚生労働省告示第326号)	パートタイム・有期雇用労働指針
社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて(昭和49年8月20日 社施発第160号)	なし
心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針(平成27年4月15日 心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第1号)	ストレスチェック指針
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年 法律第76号)	パートタイム・有期雇用労働法
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(平成5年 労働省令第34号)	パートタイム・有期雇用労働法施行規則
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について(平成31年1月30日 基発0330第1号 職発0130第6号 雇均発0130第1号 開発0130第1号)	パートタイム・有期雇用労働法施行通知
労働安全衛生規則(昭和47年 労働省令第32号)	なし
労働安全衛生法(昭和47年 法律第57号)	なし
労働安全衛生法施行令(昭和47年 政令第318号)	なし
労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について(平成27年5月1日 基発0501第3号)	ストレスチェック制度施行通知
労働基準法(昭和22年 法律第49号)	なし
労働基準法施行規則(昭和22年 厚生省令第23号)	なし

関係法令名等	略称
労働契約法(平成19年 法律第128号)	なし
労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン(平成29年1月20日 基 発0120第3号)	なし
健康保険法	なし
厚生年金保険法	なし
労働者災害補償保険法	なし
雇用保険法	なし
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律 第132号)	労働政策総合支援法
事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置 等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号)	パワハラ指針
事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針 (平成18年厚生労働省告示第615号)	セクハラ指針
事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等に ついての指針(平成28年厚生労働省告示第312号)	妊娠、出産等に関するハラスメ ント指針
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第 2号)	男女雇用機会均等法施行規則
社会福祉法人会計基準(平成28年 厚生労働省令第79号)	会計基準
社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて(平成28年3月31日 雇児発 0331第15号 社援発0331第39号 老発0331第45号)(局長通知)	運用上の取扱い
社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について(平成28年3月31日 雇児 総発0331第7号 社援基発0331第2号 障障発0331第2号 老総発0331第4号)(課長通知)	運用上の留意事項
社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(平成16年3月12日 雇児発第0312001号 社援発第0312001号 老発第0312001号)(局長通知)	弾力運用局長通知
社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(平成29年4月27日 雇児発0427第7号、社援発0427第1 号、老発0427第1号)別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」	指導監査ガイドライン
社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて(平成29年3月29日雇児総発0329第1号社援基発0329 第1号障企発0329第1号老高発0329第3号)	入札契約等取扱通知
社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について(平 成13年7月23日 雇児発第488号 社援発第1275号 老発第274号)	指導監督徹底通知
社会福祉法人の認可について(局長通知)(平成12年12月1日 障890号 社援第2618号 老発794号 児発第 908号)別紙1「社会福祉法人審査基準」	審査基準
社会福祉法人の認可について(局長通知)(平成12年12月1日 障890号 社援第2618号 老発794号 児発第 908号)別紙2「社会福祉法人定款例」	定款例

関係法令名等	略称
--------	----

【判定】

- ・B 相模原市指導監査基準を満たしていないが比較的軽微であるもの
- ・C 相模原市指導監査基準を満たしていないものでB以外のもの

（ 指導監査基準の「関係法令等」における表記について
 障害者支援施設基準条例第20条の規定により障害者支援施設基準省令の例によるとされているものについて
 は、「障害者支援施設基準省令の該当する条項」を記載しています。 ）

相模原市指導監査基準
障害者支援施設編
～ 施設管理 ～

令和6年度版

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定	
1 職員配置 (1)施設長の選任従事、資格要件等 (2)サービスの種類等に応じた職員配置 ア 生活介護を行う場合	1 施設長を配置していること。	共通	施設長は、専らその職務に従事していること。ただし、障害者支援施設(以下、施設という。)の管理上支障がない場合は、当該施設の他の業務に従事し、又は当該施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。	障害者支援施設基準省令第11条第1項第1号、第4項 支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(6)	・施設長を配置していない。 ・施設長が専らその職務に従事していない。	C C	
	2 施設長は資格要件を満たしていること。	共通	施設長は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であること。	障害者支援施設基準省令第5条 社会福祉法第19条第1項 支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(6)	・施設長が資格要件を満たしていない。	C	
	(注) 以下「利用者の数」は前年度の平均値とする。ただし、新規事業開始の場合は推定数。						
	3 医師を必要数配置していること。	共通	利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数を配置していること。	障害者支援施設基準省令第11条第1項第2号イ(1) 支援施設等指導監査通知別紙第1-1-(6)	・医師を必要数配置していない。	C	
4 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員を必要数配置していること。	共通	<p>看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員を次のとおり必要数配置していること。また、生活支援員のうち、1人以上は常勤であること。</p> <p>1 看護職員 生活介護の単位ごとに1以上</p> <p>2 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 日常生活に必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに必要な数</p> <p>2の確保が困難な場合には、日常生活に必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として代えることができる。</p> <p>3 生活支援員 生活介護の単位ごとに1以上</p> <p>また、上記1～3の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる(1)～(4)の合計数以上であること。</p> <p>(1) 平均障害支援区分が4未満 利用者(厚生労働大臣が定める者を除く。以下(2)及び(3)において同じ。)の数を6で除した数</p> <p>(2) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数</p> <p>(3) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数</p> <p>(4) (1)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数</p> <p>(注) 生活介護の単位 生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの。複数の生活介護の単位を置く場合の利用定員は20人以上とする。</p> <p>(注) 常勤換算方法 施設の職員の勤務延べ時間数を当該施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該施設の職員数を常勤の職員数に換算する方法。</p> <p>(注) 平均障害支援区分 厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値。</p>	<p>障害者支援施設基準省令第11条第1項第2号イ(2)、ロ、ハ、ニ(常勤)</p> <p>支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(4)</p>	<p>・看護職員等を必要数配置していない。</p> <p>・常勤の生活支援員がいない。</p>	C C		

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
イ 自立訓練(機能訓練)を行う場合	5 サービス管理責任者を必要数配置していること。	共通	<p>サービス管理責任者(施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの。以下同じ。)を、利用者の数の区分に応じ、それぞれ必要数配置していること。また、サービス管理責任者のうち、1人以上は常勤であること。</p> <p>1 利用者の数が60以下 1以上 2 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>	<p>障害者支援施設基準省令第11条第1項第2号イ(3)、ホ(常勤) 支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(4)</p>	<p>・サービス管理責任者を必要数配置していない。 ・常勤のサービス管理責任者がいない。</p>	C C
	6 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員を必要数配置していること。	共通	<p>看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員を次のとおり必要数配置していること。また、看護職員及び生活支援員のうち、それぞれ1人以上は常勤であること。</p> <p>1 看護職員 1以上 2 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上 2の確保が困難な場合には、日常生活に必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として代えることができる。 3 生活支援員 1以上 4 上記1～3の総数 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上 障害者支援施設における自立訓練(機能訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練(機能訓練)を提供する場合は、1～4に掲げる職員数に加えて、当該訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を1人以上置くこと。</p> <p>(注) 自立訓練(機能訓練) 障害者総合支援法施行規則第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。</p>	<p>障害者支援施設基準省令第11条第1項第3号イ(1)、ロ、ハ、ニ、ホ(常勤) 障害者総合支援法第5条第12項 障害者総合支援法施行規則第6条の6第1号 支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(4)</p>	<p>・看護職員等を必要数配置していない。 ・常勤の看護職員がいない。 ・常勤の生活支援員がいない。</p>	C C C
	7 サービス管理責任者を必要数配置していること。	共通	<p>サービス管理責任者を、利用者の数の区分に応じ、それぞれ必要数配置していること。また、サービス管理責任者のうち、1人以上は常勤であること。</p> <p>1 利用者の数が60以下 1以上 2 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>	<p>障害者支援施設基準省令第11条第1項第3号イ(2)、ヘ(常勤) 支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(4)</p>	<p>・サービス管理責任者を必要数配置していない。 ・常勤のサービス管理責任者がいない。</p>	C C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
ウ 自立訓練(生活訓練)を行う場合	8 生活支援員を必要数配置していること。	共通	生活支援員を、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上配置していること。また、生活支援員のうち、1人以上は常勤であること。 健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置いている場合は、生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上配置していること。この場合において、生活支援員及び看護職員は、それぞれ1以上とすること。 施設が、障害者支援施設における自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練(生活訓練)を提供する場合は、上記に掲げる職員数に加えて、当該訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を1人以上置くこと。 (注) 自立訓練(生活訓練) 障害者総合支援法施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。	障害者支援施設基準省令第11条第1項第4号イ(1)ロ、ハ、ニ 障害者総合支援法第5条第12項 障害者総合支援法施行規則第6条の6第2号 支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(4)	・生活支援員を必要数配置していない。 ・常勤の生活支援員がいない。	C C
	9 サービス管理責任者を必要数配置していること。	共通	サービス管理責任者を、利用者の数の区分に応じ、それぞれ必要数配置していること。また、サービス管理責任者のうち、1人以上は常勤であること。 1 利用者の数が60以下 1以上 2 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	障害者支援施設基準省令第11条第1項第4号イ(2)、ホ 支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(4)	・サービス管理責任者を必要数配置していない ・常勤のサービス管理責任者がいない。	C C
エ 就労移行支援を行う場合	10 職業指導員及び生活支援員を必要数配置していること。	共通	職業指導員及び生活支援員を次のとおり必要数配置していること。また、職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤であること。 1 職業指導員 1以上 2 生活支援員 1以上 また、1及び2の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上であること。	障害者支援施設基準省令第11条第1項第5号イ(1)、ハ 支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(4)	・職業指導員及び生活支援員を必要数配置していない。 ・常勤の職業指導員又は生活支援員がいない。	C C
	11 就労支援員を必要数配置していること。	共通	就労支援員を、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上配置していること。	障害者支援施設基準省令第11条第1項第5号イ(2) 支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(4)	・就労支援員を必要数配置していない。	C
	12 サービス管理責任者を必要数配置していること。	共通	サービス管理責任者を、利用者の数の区分に応じ、それぞれ必要数配置していること。また、サービス管理責任者のうち、1人以上は常勤であること。 1 利用者の数が60以下 1以上 2 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	障害者支援施設基準省令第11条第1項第5号イ(3)、ニ 支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(4)	・サービス管理責任者を必要数配置していない。 ・常勤のサービス管理責任者がいない。	C C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
才 就労継続支援 B 型を行う場合	認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合 [対象監査事項] 施設管理の 1(2)工 監査事項13 1(2)工 監査事項14		(注) 認定障害者支援施設 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の養成施設として認定されている指定障害者支援施設等。	障害者支援施設基準省令第10条第3項		
	13 職業指導員及び生活支援員を必要数配置していること。	共通	職業指導員及び生活支援員を次のとおり必要数配置していること。また、職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤であること。 1 職業指導員 1以上 2 生活支援員 1以上 また、1及び2の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上であること。	障害者支援施設基準省令第11条第1項第5号ロ(1)、八 支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(4)	・職業指導員及び生活支援員を必要数配置していない。 ・常勤の職業指導員又は生活支援員がいない。	C C
	14 サービス管理責任者を必要数配置していること。	共通	サービス管理責任者を、利用者の数の区分に応じ、それぞれ必要数配置していること。また、サービス管理責任者のうち、1人以上は常勤であること。 1 利用者の数が60以下 1以上 2 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	障害者支援施設基準省令第11条第1項第5号ロ(2)、二 支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(4)	・サービス管理責任者を必要数配置していない。 ・常勤のサービス管理責任者がいない。	C C
	15 職業指導員及び生活支援員を必要数配置していること。	共通	職業指導員及び生活支援員を次のとおり必要数配置していること。また、職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤であること。 1 職業指導員 1以上 2 生活支援員 1以上 また、1及び2の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上であること。 (注) 就労継続支援B型 障害者総合支援法施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。	障害者支援施設基準省令第11条第1項第6号イ(1)、ロ 障害者総合支援法施行規則第6条の10第2号 支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(4)	・職業指導員及び生活支援員を必要数配置していない。 ・常勤の職業指導員又は生活支援員がいない。	C C
16 サービス管理責任者を必要数配置していること。	共通	サービス管理責任者を、利用者の数の区分に応じ、それぞれ必要数配置していること。また、サービス管理責任者のうち、1人以上は常勤であること。 1 利用者の数が60以下 1以上 2 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	障害者支援施設基準省令第11条第1項第6号イ(2)、八 支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(4)	・サービス管理責任者を必要数配置していない。 ・常勤のサービス管理責任者がいない。	C C	

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
カ 施設入所支援を行う場合	17 生活支援員を必要数配置していること。	共通	施設入所支援の単位ごとに、利用者の数の区分に応じ、それぞれ必要数配置していること。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援B型を受ける利用者又は厚生労働大臣が定める者に対してのみ当該障害福祉サービスの提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1人以上とする。 1 利用者の数が60以下 1以上 2 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 (注) 施設入所支援の単位 施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの。複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は30人以上とする。	障害者支援施設基準省令第11条第1項第7号イ(1)、ロ 支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(4)	・生活支援員を必要数配置していない。	C
	18 サービス管理責任者を必要数配置していること。	共通	当該施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねること。	障害者支援施設基準省令第11条第1項第7号イ(2) 支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(4)	・サービス管理責任者を必要数配置していない。	C
キ 複数の昼間実施サービスを行う場合	19 職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は常勤であること。	共通	複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上が常勤であること。	障害者支援施設基準省令第12条第1項 支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(4)	・常勤の職員がいない。	C
	20 サービス管理責任者を必要数配置していること。	共通	サービス管理責任者を、当該施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働省が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれ必要数配置していること。なお、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上が常勤であること。 1 利用者の数の合計が60以下 1以上 2 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	障害者支援施設基準省令第12条第2項 支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(4)	・サービス管理責任者を必要数配置していない。 ・常勤のサービス管理責任者がいない。	C C
(3)介護に関する職員配置	21 常時1人以上の職員を介護に従事させていること。	共通		障害者支援施設基準省令第21条第6項 支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(4)	・常時1人以上の職員を介護に従事させていない。	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(4) 訓練に関する職員配置	22 常時1人以上の職員を訓練に従事させていること。	共通		障害者支援施設基準省令第22条第3項 支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(4)	・常時1人以上の職員を訓練に従事させていない。	C
(5) 施設職員の専任従事	23 職員は、施設の専従であること。	共通	施設の職員(施設長を除く。)は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者、又は、専ら自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。	障害者支援施設基準省令第11条第3項 支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(5)	・職員が施設の専従でない。	B
(6) 必要な職員の確保等	24 職員の勤務体制を定めていること。	共通	利用者に対して適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務の体制を定めていること。	障害者支援施設基準省令第35条第1項	・勤務体制を定めていない。(軽微な場合はB)	B・C
	25 施設の職員により処遇が行われていること。	共通	施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該施設の職員によって施設障害福祉サービスを提供していること。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 施設の職員とは、法人が雇用する者又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律による派遣労働者等であって、施設長の指揮命令下に置かれている者とする。	障害者支援施設基準省令第35条第2項	・施設職員以外の者が利用者の処遇を行っている。	C
	26 必要な職員の確保等に向けた取り組みを行っていること。	共通	(1) 育児休業、産休等代替職員を確保していること。 (2) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めていること。 (3) 業務体制の確立と業務省力化の推進に努めていること。 (4) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいること。	支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(7)、第2-2-(1)、(2)、(4)	・職員確保等に向けた取り組みを行っていない。	B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(7) 従たる事業所を設置する場合の特例	27 従たる事業所は、6人以上の人員が利用できる規模を有していること。	共通	障害者支援施設における主たる事業所(以下「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下「従たる事業所」という。)を設置する場合において、従たる事業所は、6人以上の人員が利用できる規模を有していること。	障害者支援施設基準省令第12条の2第1項、第2項	・従たる事業所が、6人以上の人員が利用できる規模を有していない。	C
	28 常勤かつ専ら当該従たる事業所の職務に従事する者が1人以上いること。	共通	従たる事業所を設置する場合において、従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤かつ専ら当該従たる事業所の職務に従事すること。	障害者支援施設基準省令第12条の2第3項 支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(4)、(5)	・常勤かつ専ら当該従たる事業所の職務に従事する者がいない。	C
	29 構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮していること。	共通	施設の構造設備等は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されていること。また、廊下、階段、避難口等に避難の支障になる物件は放置等されていないこと。	障害者支援施設基準省令第4条第1項 支援施設等指導監査通知別紙第1-2、第2-1-(8) 消防法第8条の2の4	・構造及び設備が利用者の特性に応じていない。(軽微な場合はB) ・保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されていない。(軽微な場合はB) ・避難の支障になる物件の放置がある。	B・C B・C B
2 施設及び設備の基準 (1)施設設備の整備・維持管理、利用者の生活環境等の確保	30 施設は、必要な設備を備えていること。	共通	施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該施設の効果的な運営を期待できる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。 相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。 認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合は、上記のほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有していること。 多目的室の経過措置 平成18年10月1日に現に存していた知的障害者更生施設において、施設障害福祉サービスを提供する場合における当該施設の建物(基準日以降に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。)については、当分の間、多目的室を設けないことができる。	障害者支援施設基準省令第10条第1項、第3項、第4項、附則第15条 支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(8)	・設備が不足している。(軽微な場合はB)	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	31 設備は、基準を満たしていること。	共通	<p>1 居室</p> <p>(1) 1居室の定員は4人以下としていること。 (2) 地階に設けられていないこと。 (3) 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上としていること。 (4) 寝台又はこれに代わる設備を備えていること。 (5) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けていること。 (6) 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えていること。 (7) ブザー又はこれに代わる設備を設けていること。</p> <p>居室の定員・面積・ブザー又はこれに代わる設備の経過措置 平成18年10月1日において現に存していた知的障害者更生施設において施設障害福祉サービスを提供する場合における当該施設の建物については、次のとおりとする。 ・(1)の規定を適用する場合は、「4人」とあるのは「原則として4人」とする。 ・(3)の規定を適用する場合は、「9.9平方メートル」とあるのは「6.6平方メートル」とし、旧知的障害者援護施設最低基準附則第2条の規定の適用を受けているものにおいては「3.3平方メートル」とする。 ・(7)は当分の間、設けないことができる。</p> <p>2 訓練・作業室</p> <p>(1)専ら施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供していること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。 (2)訓練又は作業に支障がない広さを有していること。 (3)必要な機械器具等を備えていること。</p> <p>3 食堂</p> <p>(1)食事の提供に支障がない広さを有していること。 (2)必要な備品を備えていること。</p> <p>4 浴室</p> <p>利用者の特性に応じたものとしていること。</p> <p>5 洗面所</p> <p>(1)居室のある階ごとに設けていること。 (2)利用者の特性に応じたものであること。</p> <p>6 便所</p> <p>(1)居室のある階ごとに設けていること。 (2)利用者の特性に応じたものであること。</p> <p>7 相談室</p> <p>室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けていること。</p> <p>8 廊下</p> <p>(1)廊下の幅は1.5メートル以上としていること。ただし、中廊下の幅は1.8メートル以上とすること。 (2)廊下の幅を一部拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにすること。</p> <p>廊下幅の経過措置 平成18年10月1日において現に存していた知的障害者更生施設において施設障害福祉サービスを提供する建物については、次のとおりとする。 ・(1)の規定を適用する場合は、「1.5メートル」とあるのは「1.35メートル」とする。 ・(2)の規定は当分の間、適用しない。</p>	障害者支援施設基準省令第10条、附則第16条、第17条第1項、第3項、第18条、第19条第1項、第2項 支援施設等指導監査通知別紙第1-2、第2-1-(1)	・設備が基準を満たしていない。(軽微な場合はB)	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(2)施設の変更	32 施設の設置に際して届け出た事項に変更が生じた場合は、変更の日から1月以内に届け出ていること。	共通		社会福祉法第63条	・変更の日から1月以内に届け出していない。	B
3 運営に関する基準 (1)運営規程等の整備・運用	33 運営規程等を整備していること。	共通	施設は、次に掲げる重要事項に関する規程を定めていること。また、当該規程に基づいて適切に運用していること。 1 障害者支援施設の目的及び運営の方針 2 提供する施設障害福祉サービスの種類 3 職員の職種、員数及び職務の内容 4 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間 5 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員 6 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額 7 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域 8 サービスの利用に当たっての留意事項 9 緊急時等における対応方法 10 非常災害対策 11 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 12 虐待の防止のための措置に関する事項 13 その他運営に関する重要事項	障害者支援施設基準省令第6条 支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(2)	・運営規程等が整備されていない。 ・規定する内容が不十分である。 ・運用が不適切。(軽微な場合はB)	C B B・C
(2)施設運営に必要な諸記録の整備	34 諸記録を整備し、必要年数保存していること。	共通	施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していること。また、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存していること。 1 施設障害福祉サービス計画 2 身体拘束等の記録 3 苦情の内容等の記録 4 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	障害者支援施設基準省令第8条 支援施設等指導監査通知別紙第1-1-(1)、第2-1-(3)	・記録が整備されていない。(記録が一部整備されていない場合はB) ・記録を必要年数保存していない。	B・C B
(3)利用定員の遵守	35 定員を遵守していること。	共通	施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超過して施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	障害者支援施設基準省令第36条 支援施設等指導監査通知別紙第2-1-(1)	・定員を超過してサービスの提供を行っている。	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(4) 個人情報の取扱い	36 個人情報の取扱いについて、漏えい、滅失又はき損の防止その他安全管理のために必要な措置を講じていること。	共通	職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていること。 また、個人情報の取扱いについて委託を行う場合は、委託先においても安全管理が図られるよう必要な措置を講じていること。	障害者支援施設基準省令第40条 個人情報の保護に関する法律第20条、第21条、第22条、第25条	・必要な措置を講じていない。(軽微な場合はB)	B・C
(5) 苦情解決への対応	37 苦情解決体制を整備して適切な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合は内容を記録していること。 また、苦情について行った処遇に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行い、市からの求めに応じ、改善の内容を市に報告していること。	共通	施設は、その提供した施設障害福祉サービスの提供にあたって、利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を次のとおり講じていること。 1 苦情解決の責任主体を明確にするため施設長、理事等を苦情解決責任者とする事。 2 利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるため、職員の中から苦情受付担当者を任命すること。 3 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置すること(第三者委員は複数選任することが望ましい)。 4 施設内への掲示、パンフレットの配布等により、利用者、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名、連絡先や苦情解決の仕組みについて周知すること。 5 苦情の受付から解決・改善までの経過と結果を書面に記録すること。 6 苦情解決結果を一定期間ごとに第三者委員に報告すること。 7 個人情報に関するものを除き、インターネットを活用した方法のほか、「事業報告書」や「広報誌」等実績を記載し、苦情解決の結果を公表すること。 8 苦情について行った処遇に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行い、市からの求めに応じ、改善の内容を市に報告していること。	社会福祉法第82条 障害者支援施設基準省令第41条 支援施設等指導監査通知別紙第1-1-(9) 苦情解決指針通知	・苦情受付の窓口を設置していない。 ・適切な措置を講じていない。(軽微な場合はB)	C B・C
4 防災対策への取組み	指導監査実施年度又は前年度において、所轄の消防署による立入検査が実施され要改善の指摘がない場合又は指摘事項の改善が完了している場合は、次の監査事項については、指導監査の対象としない。 [対象監査事項] 施設管理の 4(1) 監査事項38 4(2) 監査事項39					

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定	
(1)非常災害用設備等	38 非常災害に必要な設備を設けていること。 また、当該設備の点検を適切に行っていること。	共通	消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けていること。消防法施行令第4条の3に定める防火対象物において使用する防火対象物品(カーテン等)は、防災性能を有するものであること。 また、消防設備等の法定点検を実施していること。なお、年2回点検し、そのうち1回は結果を消防長又は消防署長に報告していること。	障害者支援施設基準省令第7条第1項 支援施設等指導監査通知別紙第2-3 消防法第8条第1項、第17条第1項、第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6第1項、第3項 消防庁告示第9号 防火安全対策強化通知 消防法施行令第4条の3	・非常災害に必要な設備を設けていない。 ・法定点検を実施していない。 ・法定点検結果を報告していない。	C B B	
	(2)非常災害に対する計画	39 消防法に基づいて消防計画を作成し、届け出ていること。また、防火管理者についても届け出ていること。	共通	消防法第8条に基づき消防長又は消防署長に届け出た防火管理者が、消防計画を作成し、当該計画を消防長又は消防署長に届け出ていること。防火管理者及び消防計画に変更が生じたときは、遅滞なく届け出ていること。	消防法第8条第1項、第2項 消防法施行規則第3条第1項	・消防計画の作成、届出をしていない。 ・防火管理者を届け出していない。 ・変更を届け出していない。	C C B
	40 非常災害時における利用者の安全確保を図るために、具体的な計画を立てていること。	共通	障害者支援施設等が定めるべき非常災害に関する具体的な計画(以下、「非常災害対策計画」という。)を策定していること。非常災害対策計画は、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであること(必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない。) また、避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行っていること。 [非常災害対策計画に盛り込む具体的な項目例] ・障害者支援施設等の立地条件(地形等) ・災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等) ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等) ・避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等) ・避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等) ・避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等) ・避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等) ・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等) ・関係機関との連携体制	障害者支援施設基準省令第7条第1項 支援施設等指導監査通知別紙第2-3 非常災害対策及び入所者等の安全確保通知 障害者支援施設利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知	・非常災害対策計画を作成していない。 ・地域の実情を鑑みた災害に対処できる内容になっていない等、非常災害対策計画が不十分である。	B B	

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定	
(3)災害発生時の対応体制及び避難への備え	41 日頃から気象情報等に関する情報の収集に努め、危険が想定される場合は適切に行動できるよう、職員に周知徹底を図っていること。 また、日頃から保護者及び地域の関係機関等との連携体制の整備に努めていること。	共通	施設の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「高齢者等避難」、「避難指示」等の避難情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための適切な行動をとるようにすること。災害発生時に適切に対応するため、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有していること。 地域の関係者と連携及び協力体制の整備を図り、課題や対応策等について共有していること。	障害者支援施設基準省令第7条第1項 支援施設等指導監査通知別紙第2-3 障害者支援施設利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知	・災害発生時の対応方法等を職員に周知していない。 ・地域の関係機関等との連携体制を整備していない。	B B	
	(4)避難及び消火に対する訓練	42 火災、地震その他の災害を想定した避難及び消火の訓練を適切に実施していること。	共通	非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。 地域の実情を鑑みて、火災、水害・土砂災害、地震等を想定した避難及び消火の訓練は、少なくとも年2回実施し、うち1回は夜間訓練(想定訓練でも可)を実施していること。 なお、訓練を実施する場合は、あらかじめ、その旨を「消防訓練通報書」等により、年2回以上所轄消防署へ通報していること。	障害者支援施設基準省令第7条第2項 支援施設等指導監査通知別紙第2-3 消防法施行令第3条の2第2項 消防法施行規則第3条第10項、第11項 防火安全対策強化通知 火災防止対策強化通知 障害者支援施設利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知 消防訓練実施要綱	・訓練を実施していない。(一部実施されていない場合はB) ・「消防訓練通報書」等の提出を行っていない。	B・C B
	5 防犯対策	43 防犯対策を適切に講じていること。	共通	外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図っていること。 1 日常の対応 (1)所内体制と職員の共通理解 (2)不審者情報に係る地域や関係機関等との連携 (3)施設等と利用者の家族の取組み (4)地域との協同による防犯意識の醸成 (5)施設設備面における防犯に係る安全確保 (6)施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保 2 緊急時の対応 (1)不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制 (2)不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等	社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について	・防犯対策を適切に講じていない。	B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
6 衛生管理等 (1)衛生管理等	指導監査実施年度 又は前年度において、 保健所による監視等が 実施され要改善の指摘 がない場合又は指摘事 項の改善が完了してい る場合は、次の監査事 項については指導監査 の対象としない。 [対象監査事項] 施設管理の 6(1)ア 監査事項44 6(1)イ 監査事項45					
(ア)衛生管理	44 使用する設備及び飲 用に供する水につい て、衛生的な管理に努 め、又は衛生上必要 な措置を講ずるとも に、健康管理等に必要 となる機械器具等の 管理を適正に行ってい ること。	共通		障害者支援施設基準省 令第37条第1項	・衛生的な管理に努め ておらず、又は衛生上 必要な措置を講じて いない。 (軽微な場合はB)	B・C
(イ)受水槽の管 理	45 受水槽の衛生管理 を適切に行っているこ と。	共通	受水槽の設置者又は 管理者は、専門業者 による年1回程度の定 期清掃及び残留塩素 の有無の検査を行な っていること。	飲用井戸及び受水槽 衛生確保通知 小規模水道及び小規 模受水槽水道条例	・受水槽の衛生管理 (清掃等)を適切に行 っていない。	C
(2)レジオネラ 症防止対策	46 循環式浴槽を利用 している場合は、レ ジオネラ症防止対策 として適正に水質検 査を実施し、結果を 3年以上保存してい ること。 検査結果により必要 な場合は、適切な措 置を講じていること。	共通	水質検査を次のとお り実施していること。 1 ろ過器を使用してい ない浴槽水及び毎日 完全換水している浴 槽水 1年に1回以上 2 連日使用している 浴槽水 1年に2回以 上(ただし、浴槽水の 消毒が塩素消毒でな い場合は、1年に4回 以上)	レジオネラ症防止対 策徹底通知 レジオネラ症防止対 策マニュアル改正通 知 レジオネラ症防止指 針	・水質検査を適正に 実施していない。 ・検査結果の記録が 確認できない。 ・必要な措置を講 じていない。	C B C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
7 業務継続計画の策定	47 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。	共通	1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定していること。 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していること。 3 定期的に業務継続の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていること。	障害者支援施設基準省令第35条の2	・計画を策定していない ・職員に対し業務継続計画の周知をしていない。 ・必要な研修及び訓練を定期的実施していない。 ・定期的な業務継続の見直しをしていない。	C C C C
8 協力医療機関等	48 協力医療機関等について、必要な協力体制を整備していること。	共通	1 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていること。また、協力歯科医療機関をあらかじめ定めておくよう努めていること。 2 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めていること。 なお、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っていること。	障害者支援施設基準省令第38条	・協力医療機関を定めていない。 ・協力歯科医療機関を定めるよう努めていない。	C B
9 暴力団排除	49 施設は、その運営について、暴力団等から支配的な影響を受けていないこと。 また、施設長は、暴力団員等でないこと。	共通	施設は、その運営について、次に掲げるものから支配的な影響を受けていないこと。また、施設長は、2と4に該当するものでないこと。 1 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団 2 暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等 3 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等 4 暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの	障害者支援施設基準条例第21条(準用第5条第2項) 暴力団排除条例第2条第2号、第5号、第7条	・暴力団等から支配的な影響を受けている。 ・施設長が暴力団員等である。	C C
10 その他	50 施設長は、その責務を果たしていること。	共通	施設長は、次に掲げる責務を果たしていること。 1 職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行っていること。 2 職員に障害者支援施設基準省令第2章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っていること。	障害者支援施設基準省令第34条	・施設長の責務を果たしていない。(軽微な場合はB)	B・C
	51 その他、施設管理に関する不適切な事項がないこと。	指導			・不適切な事項がある。(軽微な場合はB)	B・C

相模原市指導監査基準
社会福祉施設共通
～ 職 員 処 遇 ～

令和6年度版

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 就業規則 (1)就業規則の整備	1 作成、変更した就業規則(給与規程、育児休業・介護休業規則等を含む。以下同じ。)は、労働基準監督署に届け出ていること。	常時10人以上の労働者を使用する使用者は就業規則を作成し、労働組合又は労働者を代表する者の意見書を添えて、労働基準監督署に届け出ていること。変更届についても同様であること。	労働基準法第89条、第90条	・就業規則を労働基準監督署に届け出していない。 ・変更届を労働基準監督署に届け出していない。	B B
	2 就業規則に必ず記載しなければならない事項を記載していること。	1 必ず記載しなければならない事項 (1)始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて交替に就業させる場合は就業時転換に関する事項 (2)賃金(臨時の賃金等を除く。)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項、育児・介護に係る所定外労働の免除 (3)退職に関する事項(解雇の事由及び65歳までの雇用確保措置を含む。) 2 定める場合は必ず記載しなければならない事項 (1)退職手当が適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項 (2)臨時の賃金等(退職手当を除く。)及び最低賃金額に関する事項 (3)労働者に食費、作業用品その他の負担をさせることに関する事項 (4)安全及び衛生に関する事項 (5)職業訓練に関する事項 (6)災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項 (7)表彰及び制裁の種類及び程度に関する事項 (8)その他、事業場の労働者すべてに適用される事項	労働基準法第89条 高年齢者雇用安定法第8条、第9条 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針	・就業規則の内容に不備がある。	B
	3 作成、変更した就業規則を労働者に周知していること。	就業規則を常時、各作業場の見やすい場所へ掲示し又は備え付けること、書面を交付すること等によって、労働者に周知していること。	労働基準法第106条 労働基準法施行規則第52条の2	・労働者への周知が不十分である。	B
	(2)労働時間	4 労働時間は、法令及び就業規則のとおり適切であること。 また、労働者の労働時間を適正に把握していること。	(1)就業規則に定める所定労働時間は、法定労働時間(休憩時間を除き1日8時間、週40時間)以内であること。 また、勤務実態は、就業規則のとおりであること。 (2)労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認して記録し、労働時間を適正に把握していること。	労働基準法第32条 労働安全衛生法第66条の8の3 労働安全衛生規則第52条の7の3 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン	・所定労働時間が法定労働時間を超えている。 ・就業規則と勤務実態が相違している。 ・労働時間の状況を適正に把握していない。

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(3) 休憩・休日等	5 労働者に対し、休憩時間及び休日等を法令及び就業規則に定めるとおり適切に与えていること。	(1) 休憩時間...労働時間の途中に、労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間 (2) 休日...毎週少なくとも1回(4週間を通じ4日以上の日を与えている場合は適用しない。) (3) 年次有給休暇...適切な日数を与え、請求された場合は、適切に与えていること。なお、年10日以上付与される職員に対しては、付与した日数のうち年5日について時季を指定して取得させていること。	労働基準法第34条、第35条、第39条	・ 休憩時間及び休日等を適切に与えていない。	B
(4) 育児・介護等を行う労働者に対する措置等	6 育児及び家族の介護等を行う労働者に対する措置を規定し、適切に実施していること。	次に掲げる措置について規定し、適切に実施していること。 (1) 産前・産後休暇 (2) 育児休業 (3) 介護休業 (4) 子の看護休暇(1時間単位の取得可) (5) 介護休暇(1時間単位の取得可) (6) 所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限 (7) 所定労働時間の短縮等の措置 (8) 育児休業の申出・取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置 (9) 妊娠・出産(本人又は配偶者)の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度周知及び休業の取得意向の確認のための措置	労働基準法第65条、第66条、第89条 育児・介護休業法第6条、第12条、第16条の3、第16条の6、第16条の8、第16条の9、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条 パートタイム・有期雇用労働法施行通知第3-11-(4)-リ、又	・ 規定の内容に不備がある。 ・ 措置を適切に実施していない。	B B
	7 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いを行っていないこと。	育児休業・介護休業等を理由とする嫌がらせ等について、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じ、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする解雇その他不利益取扱いを行っていないこと。	男女雇用機会均等法第9条、第11条 育児・介護休業法第10条、第25条等	・ 防止措置を講じていない。 ・ 不利益取扱いを行っている。	B B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(5)ハラスメント防止のための措置	8 職場におけるパワーハラスメント・セクシャルハラスメント・妊娠、出産等に関するハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の防止措置を講じていること。	<p>事業主は、職場において行われるハラスメントにより当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上次の必要な措置を講じていること。</p> <p>(1)事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発を行うこと。 イ 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。 ロ 職場におけるハラスメントに係る言動を行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書に規定し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。</p> <p>(2)相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備を行うこと。 イ 相談への対応のための窓口（以下「相談窓口」という。）をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 ロ イの相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。</p> <p>(3)職場におけるハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応をすること。 イ 事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。 ロ イにより、職場におけるハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害を受けた労働者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。 ハ イにより、職場におけるハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置を適正に行うこと。 ニ 改めて職場におけるハラスメントに関する方針を周知・啓発する等再発防止に向けた措置を講ずること。</p>	労働施策総合推進法第30条の2 男女雇用機会均等法第11条、第11条の3 男女雇用機会均等法施行規則第2条の3 パワハラ指針 セクハラ指針 妊娠、出産等に関するハラスメント指針	・必要な措置を講じていない。	B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(6)宿直	<p>9 事業主は、労働者がハラスメントに関し相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしていないこと。</p>	<p>(4) (1)から(3)までの措置を講ずるに際して、次の措置を講じていること。 イ 職場におけるハラスメントに係る相談者・行為者等の情報は当該相談者・行為者等のプライバシーに属するものであることから、相談への対応又は当該ハラスメントに係る事後の対応に当たっては、相談者、行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者に対して周知すること。 ロ 労働施策総合推進法第30条の2第2項、第30条の5第2項及び第30条の6第2項の規定を踏まえ、労働者が職場におけるハラスメントに関し相談をしたこと若しくは事実関係の確認等の事業主の雇用管理上講ずべき措置に協力したこと、都道府県労働局に対して相談、紛争解決の援助の求め若しくは調停の申請を行ったこと又は調停の出頭の求めに応じたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。</p>	<p>労働施策総合推進法第30条の2</p>	<p>・不利益な取扱いをしている。</p>	<p>B</p>
	<p>10 職員に宿直をさせる場合、労働基準監督署の許可を得ていること。</p>	<p>(1)宿直の専門職員に宿直をさせる場合(外部委託する場合を除く。) 労働基準監督署に「監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書」を提出し、許可を受けていること。 (2)その他職員に通常勤務に加えて宿直をさせる場合 労働基準監督署に「断続的な宿直又は日直勤務許可申請書」を提出し、許可を受けていること。</p>	<p>労働基準法第41条第3号 労働基準法施行規則第23条 社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて</p>	<p>・労働基準監督署の許可を受けずに宿直を実施している。</p>	<p>B</p>

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(7)給与等 2 労働組合又は労働者を代表する者との協定(以下、労使協定という。)	11 給与等は、就業規則に定めるとおり適切に支給していること。	就業規則の内容と給与等の実態が一致していること。 (1)初任給が規程どおりであること。 (2)昇給及び昇格は規程どおりであること。 (3)諸手当は規程どおりであること。	労働基準法第15条、第24条、第37条、第89条	・規定どおり給与等を支給していない。	B
	12 時間外又は休日に労働をさせる場合は、労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出ていること。		労働基準法第36条	・届出せずに時間外又は休日に労働をさせている。	B
	13 賃金から法令で定められているもの以外を控除する場合は、労使協定を締結していること。		労働基準法第24条	・賃金控除に係る労使協定を締結せずに控除している。	B
	14 変形労働時間制を行う場合は、労使協定等により必要事項を定め、必要な手続きを行っていること。	(1)1ヶ月単位の変形労働時間制 労使協定又は就業規則その他これに準ずるものにより対象労働者の範囲等の必要事項を定め、労使協定による場合は、協定書を労働基準監督署に届け出ていること。 (2)1年単位の変形労働時間制 労使協定により対象労働者の範囲等の必要事項を定め、協定書を労働基準監督署に届け出ていること。	労働基準法第32条の2、第32条の4	・変形労働時間制を行う場合に必要ない手続きを行っていない。	B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
3 人事管理 (1)労働条件の明示	15 労働契約の締結に際し、労働条件を適切に明示していること。	<p>使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を文書の交付により明示していること(労働者が希望した場合は、ファクシミリ又は電子メール等による明示が可能)。</p> <p>(1)労働契約の期間に関する事項 (2)期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項 (3)就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 (4)始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項 (5)賃金(退職手当及び臨時の賃金等を除く。以下この項目において同じ。)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項 (6)退職に関する事項(解雇の事由を含む。)</p> <p>短時間・有期雇用労働者に対しては、上記(1)~(6)のほか、次の事項についても明示していること。 (7)昇給、退職手当及び賞与の有無 (8)雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口</p>	<p>労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条 パートタイム・有期雇用労働法第6条 パートタイム・有期雇用労働法施行規則第2条 パートタイム・有期雇用労働法施行通知第3-1、第3-12</p>	<p>・労働条件を適切に明示していない。(一部不備を含む)</p>	B
(2)有期労働契約の無期転換	16 労働者に対して明示しなければならない労働条件は事実と異なるものではない。		労働基準法施行規則第5条	・事実と異なる。	B
	17 有期労働契約の労働者から期間の定めのない労働契約(以下、無期労働契約という。)への転換の申込みがあった場合は、適切に対応していること。	<p>有期労働契約を反復更新して通算5年を超えた労働者から、無期労働契約への転換の申込みがあった場合は、当該申込みを承諾していること。</p> <p>また、客観的に合理的な理由がなく、社会通念上相当であると認められない場合は、使用者が当該申込みを拒絶すること又は雇止めをすることは認められないこと。</p>	労働契約法第18条、第19条	・有期労働契約の無期転換の申込み適切に対応していない。	B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(3)社会保険等への加入	18 職員を採用した場合は、社会保険等へ適正に加入すること。	職員を採用した場合は、社会保険等へ適正に加入すること。 【加入条件】 <社会保険> 2か月を超える雇用期間、所定の労働日数及び所定労働時間の3/4以上の者 以下のいずれの要件も満たす短時間労働者も対象 (1) 週の所定労働時間が20時間以上 (2) 月額賃金が88,000円以上(通勤手当や家族手当など除く) (3) 2か月を超える雇用の見込みがある (4) 学生(休学中や夜間学生を除く)ではない (5) 厚生年金保険の被保険者数が101人以上の特定適用事業所(令和6年10月からは51人以上)に勤めている 上記(5)に該当しない場合でも労使合意に基づく届出があれば対象。 <雇用保険> 週の所定労働時間が20時間以上、31日以上の継続雇用が見込まれる者 <労災保険> すべての労働者	健康保険法第3条・第46条 厚生年金保険法第6条・第9条、第12条 雇用保険法第5条・第6条 労働者災害補償保険法第3条	・社会保険等へ適正に加入していない。	B
(4)書類の保存	19 労働関係に関する重要な書類を必要な期間保存していること。	使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金、その他労働関係に関する重要な書類を5年間(経過措置により当分の間は3年間)保存していること。 また、有給休暇を与えたときは、時季、日数及び基準日を労働者ごとに明らかにした書類「年次有給休暇管理簿」を作成し、当該有給休暇を与えた期間中及び当該期間の満了後5年間保存しなければならない。	労働基準法第109条、 附則第143条 労働基準法施行規則第24条の7、第55条の2	・労働関係に関する重要な書類を必要な期間保存していない。 ・年次有給休暇管理簿の作成をしていない。	B B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
4 衛生管理 (1)健康診断	20 労働者に対して、健康診断を適切に行っていること。	<p>事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、健康診断を行っていること。ただし、医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。</p> <p>また、常時使用する労働者に対し、定期健康診断を1年以内ごとに1回実施していること。なお、労働安全衛生規則第13条第1項第3号の業務(深夜業務等)に常時従事する労働者(以下、特定業務従事者という。)に対しては、配置換えの際及び6月以内ごとに1回実施していること。</p> <p>常時使用する短時間・有期雇用労働者に対しても、健康診断を適切に行っていること。健康診断を行うべき常時使用する短時間・有期雇用労働者とは、次の1及び2のいずれも満たす者をいう。</p> <p>1 無期雇用労働者(有期雇用労働者であって、契約期間が1年(特定業務従事者は6か月。以下同じ。)以上である者並びに契約更新により1年以上使用されることが予定されている者及び1年以上引き続き使用されている者を含む。)</p> <p>2 1週間の労働時間数が当該事業場で同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上の者</p>	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条、第44条、第45条 パートタイム・有期雇用労働指針 パートタイム・有期雇用労働法施行通知第3-11-(4)-ト	<ul style="list-style-type: none"> ・雇入時の健康診断を行っていない。 ・定期健康診断を行っていない。 	B B
	21 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断結果を労働基準監督署に報告していること。	常時50人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断(定期的のものに限る。)を行ったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出していること。	労働安全衛生規則第52条	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準監督署へ報告していない。 	B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定	
(2)心理的な負担の程度を把握するための検査(以下、ストレスチェックという。)	22 常時50人以上の労働者を使用する事業場は、ストレスチェックを適切に行い、その後の措置を講じていること。	(1)常時50人以上の労働者を使用する事業場は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回定期に医師、保健師又は厚生労働大臣が定める研修を修了した看護師若しくは精神保健福祉士によるストレスチェックを行っていること。なお、解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者は、実施の事務に従事しないこと。 (2)ストレスチェック実施後の措置を適切に講じていること(医師による面接指導、結果の集計・分析、就業上の改善措置等)。	労働安全衛生法第66条の10 労働安全衛生規則第52条の9、第52条の10 ストレスチェック制度施行通知 ストレスチェック指針	・ストレスチェックを行っていない。 ・ストレスチェック実施後の措置を講じていない。	B B	
	23 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、ストレスチェック結果を労働基準監督署に報告していること。	常時50人以上の労働者を使用する事業者は、1年以内ごとに定期に、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を労働基準監督署に提出していること。	労働安全衛生規則第52条の21	・労働基準監督署へ報告していない。	B	
	(3)衛生管理者等の選任	24 常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、産業医及び衛生管理者を選任し、労働基準監督署に届け出ていること。		労働安全衛生法第12条、第13条 労働安全衛生法施行令第4条、第5条	・産業医、衛生管理者を選任していない。 ・労働基準監督署に届け出していない。	B B
		25 常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、衛生委員会を設置し、毎月1回以上開催するとともに、委員会の開催の都度、記録を作成し、保存していること。		労働安全衛生法第18条 労働安全衛生法施行令第9条 労働安全衛生規則第23条	・衛生委員会を設置していない。 ・衛生委員会を月1回開催していない。 ・衛生委員会の記録を作成し、保存していない。	B B B
		26 常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場ごとに、衛生推進者を選任していること。		労働安全衛生法第12条の2 労働安全衛生規則第12条の2	・衛生推進者を選任していない。	B
5 その他	27 その他、職員処遇に関することで不適切な事項がないこと。		・不適切な事項がある。	B		

相模原市指導監査基準
障害者支援施設編
～ 利用者処遇 ～

令和6年度版

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 一般原則	1 利用者の立場に立った福祉サービスの提供に努めていること。	共通	障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービス(当該指導監査基準において、以下「福祉サービス」という。)の提供に努めていること。	障害者支援施設基準省令第3条第2項 支援施設等指導監査通知別紙第1	・利用者の立場に立った福祉サービスの提供に努めていない。	C
	2 施設の管理の都合により、利用者の生活を不当に制限していないこと。	共通		支援施設等指導監査通知別紙第1	・施設の管理の都合により、利用者の生活を不当に制限している。	C
	2 利用契約の申込み時の説明及び契約成立時の書面交付	共通	3 福祉サービス利用申込者に対し、契約内容及びその履行に関することについて説明するよう努めていること。	社会福祉法第76条	・契約内容及びその履行に関することについて説明するよう努めていない。	B
		共通	4 利用契約の成立時に、必要な事項を記載した書面を交付していること。	福祉サービスを利用するための契約が成立したときはその利用者に対し、遅延なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付していること。 1 事業経営者の名称及び主たる事務所の所在地 2 提供する福祉サービスの内容 3 福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 4 福祉サービスの提供開始年月日 5 福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口 ただし、当該利用者の承諾を得て電磁的方法によりこれらの事項について提供した場合は、書面を交付したものとみなす。	社会福祉法第77条 社会福祉法施行規則第16条第2項	・利用契約の成立時に、必要な事項を記載した書面を交付していない。 ・書面により交付しているが、記載すべき事項が不足している。
3 サービス提供困難時の対応	5 自ら適切な福祉サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていること。	共通	1 当該事業の通常の実施地域(当該施設が通常時に当該福祉サービスを提供する地域をいう。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な福祉サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていること。 2 利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合には、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じていること。	障害者支援施設基準省令第13条	・速やかに必要な措置を講じていない。	B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
4 福祉サービスの取扱方針	6 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めていること。	共通		障害者支援施設基準省令第17条第2項	・利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めていない。	B
	7 福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていること。	共通		障害者支援施設基準省令第17条第4項	・福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていない。	B
5 施設障害福祉サービス計画の策定	8 施設障害福祉サービス計画の作成及び変更にあたって、アセスメントを行っていること。	共通	1 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしていること。 なお、この場合において、サービス管理責任者は地域移行等意向確認担当者(以下、「地域移行等意向確認担当者」という。)が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。 2 アセスメントにあたっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握していること。 3 アセスメントにあたっては、利用者に面接して行っていること。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ていること。 施設障害福祉サービス計画の変更時も同様とする。	障害者支援施設基準省令第18条第2項、第3項、第10項 支援施設等指導監査通知別紙第1-1-(1)	・適切にアセスメントを行っていない。(軽微な場合はB)	B・C
	9 施設障害福祉サービス計画を作成していること。	共通	サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、福祉サービスごとの目標及びその達成時期、福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成していること。 この場合において、当該施設が提供する福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるように努めていること。 施設障害福祉サービス計画の変更時も同様とする。	障害者支援施設基準省令第3条第1項、第18条第4項、第10項 支援施設等指導監査通知別紙第1-1-(1)	・サービス管理責任者が施設障害福祉サービス計画を適切に作成していない。(軽微な場合はB) ・計画の内容に不足している事項がある。 ・計画が書面で確認できない。	B・C B B

項 目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
6 介護 (1)入浴の実施	10 施設障害福祉サービス計画の作成及び変更にあたって、心身の状況等の把握や職員による会議での検討等を行っていること。	共通	サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対する福祉サービス等の提供に当たる担当者等(地域移行等意向確認担当者を含む。)を招集して行う会議をいう。)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めていること。 施設障害福祉サービス計画の変更時も同様とする。	障害者支援施設基準省令第18条第6項、第11項 支援施設等指導監査通知別紙第1-1-(1)	・心身の状況等の把握や職員による会議での検討等を行っていない。	B
	11 施設障害福祉サービス計画の原案について利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ていること。 また、作成した施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付していること。	共通	1 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていること。 2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付していること。 施設障害福祉サービス計画の変更時も同様とする。	障害者支援施設基準省令第18条第7項、第8項、第11項	・利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていない。(軽微な場合はB) ・施設障害福祉サービス計画を利用者に交付していない。	B・C C
	12 施設障害福祉サービス計画の見直しを6月に1回以上行っていること。	共通	1 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行っていること。 2 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っていること。 (1)定期的に利用者に面接すること。 (2)定期的にモニタリングの結果を記録すること。	障害者支援施設基準省令第3条第1項、第18条第8項、第9項、第10項 支援施設等指導監査通知別紙第1-1-(1)	・施設障害福祉サービス計画の見直しを6月に1回以上行っていない。(軽微な場合はB) ・定期的に利用者に面接していない。 ・モニタリングの結果を記録していない。	B・C C B
	13 利用者の入浴又は清しきについて、適切な方法により行っていること。	共通	施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきをしていること。 特に入浴日が行事日、祝日等に当たった場合、代替日を設けるなどにより入浴等を確保していること。	障害者支援施設基準省令第21条第2項 支援施設等指導監査通知別紙第1-1-(3)	・利用者の入浴又は清しきについて、適切な方法により行っていない。(軽微な場合はB)	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(2)排せつ及びおむつ交換の実施	14 利用者の状態に応じた排せつの自立の援助及びおむつ交換を適切に行っていること。	共通	生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていること。 おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えていること。 また、換気、保温及び利用者のプライバシーの確保に配慮していること。	障害者支援施設基準省令第21条第3項、第4項 支援施設等指導監査通知別紙第1-1-(4)	・排せつの自立について必要な援助がなされていない。(軽微な場合はB) ・排せつ又はおむつ交換を適切に行っていない。(軽微な場合はB)	B・C B・C
(3)衛生的な被服及び寝具の提供	15 衛生的な被服及び寝具を確保するよう努めていること。	共通		支援施設等指導監査通知別紙第1-1-(5)	・衛生的な被服等の確保に努めていない。	B
(4)その他利用者支援	16 生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行っていること。	共通		障害者支援施設基準省令第21条第5項 支援施設等指導監査通知別紙第1-1-固有事項(1)	・利用者に対する離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を行っていない。(軽微な場合はB)	B・C
	17 利用者の負担により施設の職員以外の者による介護を受けさせていないこと。	共通		障害者支援施設基準省令第21条第7項	・施設の職員以外の者による介護を、利用者の負担で受けさせている。	C
7 訓練	18 利用者の心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っていること。	共通	施設は、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っていること。	障害者支援施設基準省令第22条第1項、第2項 支援施設等指導監査通知別紙第1-1-固有事項(2)	・利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っていない。(軽微な場合はB)	B・C
	19 利用者の負担により、施設の職員以外の者による訓練を受けさせていないこと。	共通		障害者支援施設基準省令第22条第4項	・施設の職員以外の者による訓練を、利用者の負担で受けさせている。	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
8 自立、自活等への支援援助 (1) 作業時間・量等の適切な措置	20 生産活動従事者の作業時間、作業量等について、必要な配慮を行っていること。	共通	1 生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮していること。 2 生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っていること。 3 生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じていること。	障害者支援施設基準省令第23条第2項、第3項、第4項 支援施設等指導監査通知別紙第1-3-(1) 就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について	・必要な配慮を行っていない。(軽微な場合はB)	B・C
(2) 実習の受入先の確保	21 利用者の意向及び適性を踏まえた実習の受入先を確保していること。	共通	就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保していること。 就労継続支援B型の提供に当たっては、上記の実習の受入先の確保に努めていること。 実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めていること。	障害者支援施設基準省令第25条 支援施設等指導監査通知別紙第1-3-(3)	・利用者の意向及び適性を踏まえた実習の受入先を確保していない。(軽微な場合はB)	B・C
(3) 求人の開拓	22 求職活動の支援を行っていること。	共通	就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援していること。 就労継続支援B型の提供に当たっては、上記の求職活動の支援に努めていること。また、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めていること。	障害者支援施設基準省令第26条 支援施設等指導監査通知別紙第1-3-(4)	・求職活動の支援を行っていない。	B
(4) 就職後の職業生活における相談等の支援	23 職業生活における相談等の支援を継続して行っていること。	共通	就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続していること。 就労継続支援B型の提供に当たっては、上記の支援の継続に努めていること。	障害者支援施設基準省令第27条 支援施設等指導監査通知別紙第1-3-(5)	・職業生活における相談等の支援を継続して行っていない。(軽微な場合はB)	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(5) 就職状況の報告	24 就職状況を相模原市長に報告していること。	共通	就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、相模原市長に報告していること。	障害者支援施設基準省令第28条	・就職状況を相模原市長に報告していない。	B
9 工賃の支払い	25 生産活動従事者に、適正な工賃を支払っていること。	共通	1 生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っていること。 2 就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額が、3千円を下回っていないこと。 就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めていること。	障害者支援施設基準省令第24条第1項、第2項、第3項 支援施設等指導監査通知別紙第1-3-(2)	・生産活動従事者に、適正な工賃が支払われていない。(軽微な場合はB)	B・C
	26 就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、神奈川県及び相模原市に報告していること。	共通		障害者支援施設基準省令第24条第4項 支援施設等指導監査通知別紙第1-3-(2)	・年度ごとに工賃の目標水準を設定し、目標水準及び前年度に支払われた工賃の平均額を利用者に通知していない。 ・神奈川県及び相模原市に報告していない。	B B
10 食事の提供	27 食事の提供を適切に行っていること。	共通	施設入所支援を提供する場合は、食事の提供は、次のとおり行っていること。 1 正当な理由がなく、食事の提供を拒んでいないこと。 2 食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得ていること。 3 食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っていること。 4 調理はあらかじめ作成された献立に従って行っていること。 5 食事の提供を行う場合であって、当該施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めていること。	障害者支援施設基準省令第29条 支援施設等指導監査通知別紙第1-1-(2)	・食事の提供を適切に行っていない。(軽微な場合はB)	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
11 調理業務の委託	28 調理業務を委託している場合、原則として施設内の調理室を利用して調理させていること。	共通		保護施設等における調理業務の委託について 支援施設等指導監査通知別紙第1-1-(2)	施設内の調理室で調理していない。	B
	29 施設が行う業務を実施し、その業務を担当する栄養士を配置していること。	共通	施設は、次に掲げる業務を自ら実施するものとし、その業務を担当させるため、栄養士を配置していること。 1 入所者の栄養基準及び献立の作成基準を委託業者に明示するとともに、献立表が基準どおり作成されているか事前に確認すること。 2 献立表に示された食事内容の調理等について、必要な事項を現場作業責任者に指示を与えること。 3 毎回、検食を行うこと。 4 受託業者が実施した調理業務従事者の健康診断及び検便の実施状況及び結果を確認すること。 5 調理業務の衛生的取扱い、購入材料その他契約の履行状況を確認すること。 6 嗜好調査の実施及び喫食状況の把握に努めるとともに、健康の保持増進の観点から、栄養指導を積極的に進めること。	保護施設等における調理業務の委託について 支援施設等指導監査通知別紙第1-1-(2)	・栄養士を配置していない。 ・施設が行う業務を実施していない。 ・施設が行う業務の一部を実施していない。	C C B
	30 受託業者は要件を満たしていること。	共通	受託業者は次に掲げる事項のすべてを満たしていること。 1 施設給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。 2 調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められるものであること。 3 受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保されているものであること。 4 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。 5 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。 6 調理業務従事者に対して、定期的に健康診断及び検便を実施するものであること。 7 不当廉売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わないものであること。	保護施設等における調理業務の委託について 支援施設等指導監査通知別紙第1-1-(2)	・業者が受託要件を満たしていない。 ・受託要件を一部満たしていない。	C B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
12 社会生活上の 便宜の供与等	31 契約内容は要件を満たしていること。	共通	<p>契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交わすこと。その契約書には監査事項29の1、4、5及び6に係る事項並びに次に掲げる事項を明確にすること。</p> <p>1 受託業者に対して、施設側から必要な資料の提出を求めることができること。</p> <p>2 受託業者が契約書に定めた事項を誠実に履行しないと施設が認めたととき、その他受託業者が適正な施設給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても施設側において契約を解除できること。</p> <p>3 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。</p> <p>4 受託業者の責任で、法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため、施設に損害を与えた場合は、受託業者は施設に対し、損害賠償を行うこと。</p>	<p>保護施設等における調理業務の委託について 支援施設等指導監査通知 別紙第1-1-(2)</p>	<p>・契約内容が要件を満たしていない。(軽微な場合はB)</p>	B・C
	32 適宜、利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めていること。	共通		<p>障害者支援施設基準省令第30条第1項 支援施設等指導監査通知 別紙第1-1-(7)</p>	<p>・レクリエーション行事を行うよう努めていない。</p>	B
	33 日常生活を営むのに必要な行政機関等の手続きについて、利用者又は家族等において行うことが困難である場合は、利用者の同意を得て、手続きの代行を行っていること。	共通		<p>障害者支援施設基準省令第30条第2項</p>	<p>・代行していない。(軽微な場合はB) ・同意を得ていない。 ・経過を記録していない。 (軽微な場合はB)</p>	B・C C B・C
13 家族との連携等	34 利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者、家族等の相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行っていること。	共通	<p>1 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていること。</p> <p>2 利用者が、当該施設以外において生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他のサービス事業所等との利用調整等必要な支援を実施していること。</p>	<p>障害者支援施設基準省令第20条 支援施設等指導監査通知 別紙第1-1-(8)</p>	<p>・相談に応じていない。 ・必要な助言その他の援助を行っていない。</p>	C C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
14 医学的管理 (1)健康診断	35 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていること。	共通		障害者支援施設基準省令第30条第3項 支援施設等指導監査通知別紙第1-1-(8)	・利用者の家族との連携を図っておらず、又は利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていない。	B
	36 常に利用者の健康状況に注意し、健康保持のための適切な措置を講じていること。	共通	1 常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じていること。 2 施設入所支援を利用する利用者に対しては、毎年2回以上定期的に健康診断を行っていること。	障害者支援施設基準省令第31条 支援施設等指導監査通知別紙第1-1-(6)	・利用者の健康保持のための適切な措置を講じていない。 ・施設入所支援の利用者に対して、年2回以上の定期健康診断を実施していない。(軽微な場合はB)	C B・C
	(2)緊急時等の対応	37 現に福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていること。	共通	個々の利用者の身体状態・症状当に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理を行い、看護師等への指示を適切に行っていること。	障害者支援施設基準省令第32条 支援施設等指導監査通知別紙第1-1-(6)	・必要な措置を講じていない。
15 施設入所支援 利用者の入院期間中の取扱い	38 入院後おおむね3月以内に退院が見込まれるときは、利用者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設の施設入所支援を円滑に利用できるようにしていること。	共通	施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしていること。	障害者支援施設基準省令第33条	・適切な便宜を供与していない、又は退院後再び当該施設の施設入所支援を円滑に利用できるようにしていない。	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
16 保健衛生	39 感染症又は食中毒が発生、まん延しないように必要な措置を講ずるよう努めていること。	共通	1 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めていること。調理に従事する職員について、月に1回以上の検便を実施していること。また、検便検査には腸管出血性大腸菌O157の検査を含めていること。	障害者支援施設基準省令第37条第2項 支援施設等指導監査通知別紙第1-1-(6) 衛生管理通知及び別添大量調理施設衛生管理マニュアル 感染対策マニュアル	・必要な措置を講ずるよう努めていない。	B
		共通	2 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図っていること。 3 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していること。 4 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を年2回以上、定期的実施していること。		・腸内細菌検査(検便)を全く実施していない。 ・検査結果を確認しない者又は陽性と判断された者を調理等に從事させている。 ・検査を一部実施していない又は検査結果を一部確認していない。	C C B
	共通	40 感染症等の発生又はそれが疑われる状況が生じたとき、適切に対応していること。	共通		感染症等の発生又はそれが疑われる状況が生じたときには、次のとおり速やかに対応していること。 1 施設長に報告する体制を整えるとともに、施設長は必要な指示を行うこと。 2 医師及び看護職員が、施設内において速やかな対応を行い、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講ずること。 3 有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。 4 施設長は、次の(1)、(2)又は(3)の場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。 (1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 (2) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 (3) (1)及び(2)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合 5 4の報告を行った場合、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。	障害者支援施設基準省令第37条第2項 支援施設等指導監査通知別紙第1-1-(6) 感染症等発生報告通知

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
17 身体拘束等の禁止	41 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行っていないこと。	共通	福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行っていないこと。 やむを得ず身体拘束等を行う3要件 (1)切迫性 (2)非代替性 (3)一時性	障害者支援施設基準省令第39条第1項 障害者虐待防止マニュアル	・緊急やむを得ない場合でないにもかかわらず、身体拘束等を行っている。	C
	42 やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していること。	共通	やむを得ず身体拘束等を行うときの手続き 1 「緊急やむを得ない場合」に該当する判断を、個別支援会議などにおいて組織として慎重に検討・決定し、個別支援計画に記載すること。 2 利用者本人や家族に十分に説明をし、書面により同意を得ること。 3 身体拘束等を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録すること。	障害者支援施設基準省令第39条第2項 障害者虐待防止マニュアル	・「緊急やむを得ない場合」への該当性の判断を組織的に行っていない。 ・身体拘束等を行う場合に、個別支援計画に記載していない。 ・本人又は家族に身体拘束等の説明を行っていない。 ・書面により本人又は家族の同意を得ていない。 ・身体拘束等を行った場合の記録を整備していない。(軽微な場合はB)	C C C C B・C
	43 身体拘束等の適正化を図るため、必要な措置を講じていること。	共通	1 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図っていること。 2 身体拘束等の適正化のための指針を整備していること。 3 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施していること。	障害者支援施設基準省令第39条第3項	・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置していない。 ・委員会の結果を職員に周知していない。 ・身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。 ・職員の研修を実施していない。	C C C C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
18 事故発生時の対応	44 利用者に対する福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、必要な措置を講じていること。	共通	1 利用者に対する福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、相模原市長、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていること。 2 その事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していること。 3 福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていること。	障害者支援施設基準省令第43条第1項、第2項、第3項	・市町村、利用者の家族等に連絡していない。 ・必要な措置を講じていない。	C C
19 職員研修	45 職員の資質の向上のために、研修の機会を確保していること。	共通		障害者支援施設基準省令第35条第3項 支援施設等指導監査通知別紙第2-2-(3)	・研修の機会を確保していない。(軽微な場合はB)	B・C
20 虐待防止	46 障害者の虐待防止のための措置を講じていること。	共通	利用者の人権の擁護や虐待の防止等のため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じていること。	障害者支援施設基準省令第3条第3項 支援施設等指導監査通知別紙第1-1-(12) 障害者虐待防止法第15条 障害者虐待防止対応マニュアル	・虐待の防止等のための必要な体制を整備していない。 ・職員に対する研修を行っていない。(軽微な場合はB)	C B・C
	47 職員等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、速やかに相模原市長に通報していること。	共通	1 障害者支援施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、速やかに、これを相模原市に通報しなければならない。 2 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、1の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。3において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。 3 障害者支援施設従事者等は、1の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。	障害者虐待防止法第16条 障害者虐待防止対応マニュアル	・速やかに相模原市長に通報していない。	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
21 地域との連携	48 虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講じていること。	共通	1 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図っていること。 2 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していること。 3 措置を適切に実施するための担当者を置いていること。	障害者支援施設基準省令第43条の2	・虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催していない。 ・委員会の結果を職員に周知していない。 ・職員の研修を実施していない。 ・担当者を設置していない。	C C C C
	49 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めていること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">令和7年3月31日までは努力義務</div>	共通	1 施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)(以下、「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2 施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が施設を見学する機会を設けなければならない。 3 施設は、前項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。ただし、施設が障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。	障害者支援施設基準省令第19条の2	・地域連携推進会議において必要な対応を行っていない。 ・構成員が見学する機会を設けていない。 ・報告や助言等について、記録の公表等の対応を行っていない。	B B B
	50 施設は、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、担当者を選任していること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">令和7年3月31日までは努力義務</div>	共通	1 施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用に関する意向の定期的な確認(以下、「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任していること。 2 地域移行等意向確認担当者は、指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を個別支援計画の作成に係る会議に報告していること。 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に規定する事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めていること。	障害者支援施設基準省令第19条の3	・地域移行等意向確認等に関する指針を定めていない。 ・地域移行等意向確認担当者を選任していない。 ・地域移行等意向確認等を実施した結果を会議に報告していない。 ・移行に向けた支援に勤めていない。	B B B B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
22 障害福祉サービス事業者等との連携等	51 実施機関との連携を図っていること。	共通	施設は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めていること。	障害者支援施設基準省令第15条第1項支援施設等指導監査通知別紙第1-1-(10)	・連携に努めていない。	B
	52 施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていること。	共通			障害者支援施設基準省令第15条第2項	・連携に努めていない。
23 その他	53 その他、利用者処遇に関することで不適切な事項がないこと。	指導			・不適切な事項がある。 (軽微な場合はB)	B・C

相模原市指導監査基準 障害者支援施設編

(監査事項1～17は社会福祉施設共通、監査事項18～27は障害者支援施設編限定事項)

～ 会 計 ～

令和6年度版

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 経理規程等 (1) 経理規程の 制定	1 定款等に定めるところにより、経理規程を制定していること。	(1) 会計基準省令に基づく適正な会計処理を行うため、法令等及び定款に定めるもののほか、会計処理を行うために必要な事項について、経理規程を定めていること。 (2) 経理規程は、定款に定める手続により決定していること。	会計基準 運用上の留意事項1 (4) 指導監査ガイドライン 3(2)1 定款例第34条 入札契約等取扱通知 1	・経理規程を定めていない。 ・経理規程の内容が法令又は通知に反する。(軽微な場合はB)	C B・C
(2) 経理規程等の 遵守	2 経理規程及びその細則等を遵守していること。	例(全国社会福祉施設経営者協議会による「平成29年度版社会福祉法人モデル経理規程」の参照条文) ・すべての会計処理は経理規程に定める会計伝票等により処理するとともに、会計伝票は証憑に基づいて作成し、証憑は会計記録との関係を明らかにして整理保存していること。(モデル経理規程第13条) ・金銭の収納に際して、所定の印を押した領収書を発行していること。(モデル経理規程第23条) ・日々入金した金銭は、これを直接支出に充てることなく、収入後経理規程に定める期間以内に金融機関に預け入れていること。(モデル経理規程第24条) ・小口現金を適切に取り扱っていること(小口現金出納帳の作成、限度額以内の保有等)。(モデル経理規程第12条、第28条) ・現金及び預貯金の残高と帳簿残高を照合し、会計責任者等による確認を受けること。また、過不足が生じた場合は速やかに経理規程に定める手続を行っていること。(モデル経理規程第30条、第31条) ・月次試算表を作成し、毎月適切な時期に経理規程に定める権限者に提出していること。(モデル経理規程第32条) ・債権の回収又は支払の状況を確認し、期限どおり履行されていないことが判明した場合は、速やかに経理規程に定める手続を行っていること。(モデル経理規程第35条、第36条)	会計基準 指導監査ガイドライン 3(2)1	・経理規程及びその細則等に定めるとおり事務処理を行っていない。(軽微な場合はB)	B・C
(3) 会計帳簿	3 会計帳簿を適正に整備していること。	(1) 経理規程に定められた会計帳簿(仕訳日記帳、総勘定元帳等)を拠点区分ごとに作成していること。 (2) 会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存していること。 (3) 計算書類に係る各勘定科目の金額について、主要簿(総勘定元帳等)と一致していること。	社会福祉法第45条の24、第45条の27 会計基準 運用上の留意事項2 (3) 指導監査ガイドライン 3(4)1	・会計帳簿を拠点区分ごとに作成していない。 ・会計帳簿を必要な年数保存していない。 ・計算書類における各勘定科目の金額と主要簿(総勘定元帳等)が一致しない。	C C C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
2 管理運営体制	4 予算の執行及び資金等の管理に関して、会計責任者の設置等の管理運営体制を整備していること。 また、会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制としていること。	(1) 経理規程等において、予算の執行や資金等の管理に関する体制(会計責任者等の設置や内部牽制に配慮した業務分担等)について、明確に定めていること。 (2) 管理運営体制に関する経理規程等に定める手続を行っていること。 (3) 法人印及び代表者印について、管理者が定められている等、管理が十分に行われていること。	運用上の留意事項1(1)、1(2) 指導監督徹底通知5(3)ア、5(6)エ 指導監査ガイドライン3(2)2、4(4)4	・会計責任者の設置等の管理運営体制について明確に定めていない。 ・業務分担が明確にされておらず、内部牽制に配慮した体制となっていない。 ・管理運営体制に関して経理規程等に定める手続を行っていない。(軽微な場合はB) ・法人印及び代表者印についての管理が行われていない。	C C B・C C
	3 寄附金品	5 寄附金及び寄附物品を受け入れる場合は、適正に受け入れ手続を行っていること。	(1) 寄附者から寄附申込書を受け、寄附金収益明細書等を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を記載して管理していること。また、受け入れについて、経理規程に定める権限者の承認を受けていること。 (2) 金銭の寄附は、寄附目的により拠点区分の帰属を決定し、適正に計上していること。 (3) 寄附物品は、取得時の時価により、適正に計上していること。ただし、飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上受取寄附金として扱うことが不適当なものは、この限りでない。 (4) 共同募金会からの寄附金等の受入れは、運用上の留意事項9(3)に基づき、適正に処理していること。	運用上の留意事項9(1)、9(2)、9(3) 指導監査ガイドライン3(3)3	・適正に受け入れ手続を行っていない。(軽微な場合はB)
	6 施設利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要していないこと。 また、国庫補助事業を行うために契約を締結した相手方(建設請負業者等)から、多額の寄附を受けていないこと。	社会福祉施設の整備を行う法人が国庫補助事業を行うために契約した相手方から多額の寄附を受けることについては、共同募金会を通じた受配者を指定した寄附金を除いて禁止されている。	指導監督徹底通知5(2)イ、5(4)エ	・寄附金を強要している。 ・建設請負業者等から多額の寄附を受けている。	C C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
4 資産管理	7 固定資産の取得又は処分等については、定款及び経理規程に定める手続を行っていること。 また、基本財産である固定資産の処分又は担保提供については、事前に所轄庁の承認を得ていること。	(1)基本財産である固定資産の取得又は処分等については、定款及び経理規程に定める手続を行っていること。なお、基本財産である固定資産の処分又は担保提供については、定款の定めに基づき、事前に所轄庁の承認を得ていること。 (2)その他の固定資産の取得又は処分については、経理規程に定める手続を行っていること。	審査基準第2の3 指導監査ガイドライン 2(1)1、2(2)1 定款例第10条、第24条、第28条、第29条	・基本財産の取得又は処分等について、定款等に定める手続を行っていない。 ・基本財産の処分等について、定款の定めに基づく所轄庁の承認を受けていない。 ・基本財産以外の固定資産の取得又は処分について、経理規程に定める手続を行っていない。	C C B
	8 基本財産及びその他の固定資産について、固定資産管理台帳等を整備し、適正に管理していること。	(1)「基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産及び無形固定資産)の明細書」及び「固定資産管理台帳」を整備し、固定資産(耐用年数1年以上、かつ、1個若しくは1組の金額が10万円以上の資産)の増減を適切な拠点区分に計上し、管理していること。 (2)減価償却を行うべき有形固定資産及び無形固定資産について、適正に減価償却を行っていること。 (3)時価評価を行うべき資産について、適正に時価評価を行っていること。	会計基準 運用上の取扱い16、17 運用上の留意事項17、22、27 指導監査ガイドライン 3(3)3、3(4)1	・固定資産管理台帳等を整備し、適正に管理していない。(軽微な場合はB) ・減価償却すべき資産について、減価償却を行っていない。(軽微な場合はB) ・時価評価を行うべき資産が把握されているにもかかわらず、時価評価を行っていない。(軽微な場合はB)	B・C B・C B・C
	9 計算書類及び財産目録に計上している資産が実在していること。		会計基準 指導監査ガイドライン 3(3)3	・計上額と実際の資産が一致していない。(軽微な場合はB)	B・C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
5 計算書類等 (1) 計算書類 (2) 附属明細書等	10 法令等に基づき、計算書類を適正に作成していること。 また、計算書類に、整合性がとれていること。 11 法令等に基づき、注記を適正に作成していること。 また、計算書類と整合性がとれていること。 12 法令に基づき、附属明細書を適正に作成していること。 また、計算書類と整合性がとれていること。 13 法令に基づき、財産目録を適正に作成していること。	(1) 計算書類を様式に従って作成していること。 (2) 事業活動計算書の収益及び費用を、適切な会計期間に計上していること。 (3) 計算書類に、整合性がとれていること。 (1) 計算書類の注記を作成し、注記すべき事項を記載していること。 (2) 注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合していること。 (1) 作成すべき附属明細書を様式に従って作成していること(該当する事由がない場合は省略可)。 (2) 附属明細書に係る勘定科目と金額が計算書類と整合していること。	会計基準 運用上の取扱い 運用上の留意事項 指導監査ガイドライン 3(3)3 会計基準 運用上の取扱い20~24 運用上の留意事項25(2)、26 指導監査ガイドライン 3(5)1 会計基準 運用上の取扱い25 運用上の留意事項 指導監査ガイドライン 3(5)2 会計基準 運用上の取扱い26 指導監査ガイドライン 3(5)3	・様式に従って作成していない。 ・広範囲かつ金量的に重要な収益及び費用を適切な会計期間に計上していない。 ・計算書類に整合性がとれていない。(軽微な場合はB) ・把握された注記すべき事項を注記していない。(軽微な場合はB) ・注記事項について計算書類の金額と一致していない。(軽微な場合はB) ・作成すべき附属明細書を作成していない。(軽微な場合はB) ・附属明細書について計算書類の金額と一致していない。(軽微な場合はB) ・様式に従って作成していない。	B C B・C B・C B・C B・C B・C B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定						
6 契約 (1)契約事務	14 指導監督徹底通知、入札契約等取扱通知及び経理規程に基づき、適正に契約を行っていること。	<p>(1)理事長が契約について職員に委任する場合は、経理規程等によりその範囲を明確に定めていること。なお、契約担当者が、契約に関する具体的事務処理を契約担当者以外の職員に行わせることは差し支えない。</p> <p>(2)高額な契約については、原則として競争入札を行っていること。指名競争入札又は随意契約を行う場合は、経理規程に定める合理的な理由があること。</p> <p>(3)施設整備に係る契約については、指導監督徹底通知に従って行うこと。また、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」(厚生労働事務次官通知)等に係る契約については、交付の条件によっていること。</p> <p>(4)会計監査に係る契約については、随意契約が可能であること。具体的には、複数の会計監査人候補者から提案書等を入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討のうえ、選定していること。なお、価格のみで選定することは適当ではないこと。</p> <p>(5)経理規程に従い、契約手続を行っていること(入札及び随意契約の手続、契約書の作成等)。</p> <p>随意契約よることができる場合の一般的な基準 ア 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が下表に掲げる区分に応じ同表右欄に定める額を超えない場合(法人において、同表に定める額より小額な基準を設けることは差し支えない。)</p> <table border="1" data-bbox="703 790 1563 1082"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会計監査を受けない法人</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>会計監査を受ける法人 会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せずに公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人</td> <td>法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定(上限額) 建築工事:20億円 建築技術・サービス:2億円 物品等:3,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合 ウ 緊急の必要により競争入札に付することができない場合 エ 競争入札に付することが不利と認められる場合 オ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合 カ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合 キ 落札者が契約を締結しない場合</p>	区分	金額	会計監査を受けない法人	1,000万円	会計監査を受ける法人 会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せずに公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人	法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定(上限額) 建築工事:20億円 建築技術・サービス:2億円 物品等:3,000万円	指導監督ガイドライン 3(2)1、 4(4)4 指導監督徹底通知5 (2)イ、5(2)ウ、5(3) エ 入札契約等取扱通知 1(1)~1(7)	・契約について職員に委任している場合に、委任の範囲を明確に定めていない。 ・指名競争入札又は随意契約によることができない案件について、当該契約を行っている。 ・経理規程等に定めるとおり契約に係る事務処理を行っていない。(軽微な場合はB)	B C B・C
区分	金額										
会計監査を受けない法人	1,000万円										
会計監査を受ける法人 会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せずに公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人	法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定(上限額) 建築工事:20億円 建築技術・サービス:2億円 物品等:3,000万円										

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(2)重要な契約	15 重要な契約については、理事会において決定するとともに、理事長及び業務執行理事は、契約結果等を理事会に報告していること。	<p>価格による随意契約(上記ア)は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断していること。ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2社以上の業者からの見積もりで差し支えないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事又は製造の請負:250万円 ・食料品・物品等の買入れ:160万円 ・上記に掲げるもの以外:100万円 <p>また、見積もりを徴する業者及びその契約の額の決定に当たっては、公平性、透明性の確保に十分留意することとし、企画競争等を行うことが望ましい。</p> <p>なお、継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めていること。</p>	社会福祉法第45条の13第4項、第45条の16第3項 入札契約等取扱通知1(8) 定款例第24条	・重要な契約について、理事会で決定していない又は契約結果等を理事会に報告していない。	B
7 運営費の管理・運用について	16 運営費の管理・運用を適切に行っていること。	<p>(1)運営費の管理・運用については、換金性の高い方法で行っていること。</p> <p>(2)運営費の同一法人内における各サービス区分、拠点区分及び各事業区分への資金の賃借については、当該法人の運営上止むを得ない場合に、当該年度内に限っていること。また、同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び事業区分以外への貸付けはしていないこと。</p>	弾力運用局長通知5(1)(2)	<p>・換金性高い方法で管理運営していない。(軽微な場合はB)</p> <p>・年度内清算していない。</p> <p>・法人外に貸付している。</p>	B・C C C
8 その他	17 その他、会計に関することで不適切な事項がないこと。			・不適切な事項がある。(軽微な場合はB)	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
9 移行時特別積立金等の取扱い	18 移行時特別積立金及び同積立預金は、あらかじめ理事会の承認を得て取り崩していること。	指導	移行時特別積立金及び同積立預金は、取り崩して次の経費に充てることができるが、あらかじめ理事会の承認を得ていること。 1 支援費制度から障害者自立支援法に規定する事業体系への移行時における指定障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス、指定相談支援を行う事業所、指定障害者支援施設又は特定旧法指定施設(以下「指定障害者支援施設等」という。)の当初の運転資金(つなぎ資金)として必要な経費 運転資金の限度額は、「障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」、「障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」に基づき、指定障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス、指定相談支援又は指定旧法施設支援に要する費用の額として算定される額の概ね3か月分。 2 当該施設の決算処理に当たる欠損金の補填経費 3 同一法人が社会福祉事業又は公益事業を営むための、当該事業の用に供する施設・設備の整備、用地取得に要する経費、当該事業の運営に要する費用	移行時特別積立金等取扱通知第1	・積立金及び積立預金を、あらかじめ理事会の承認を得ずに取り崩している。	C
10 移行後の取扱い (1)資金の運用について	19 当該施設に帰属する収入を不適切な経費に充てていないこと。	指導	当該施設に帰属する収入を次に掲げる経費に充てていないこと。 1 同一法人が行う収益事業に要する経費 2 同一法人外への資金の流出(貸付を含む。)に属する経費(欠損金を補填する場合を除く。) 3 役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費	移行時特別積立金等取扱通知第2	・当該施設に帰属する収入を、不適切な経費に充てている。	C
(2)運用上の留意事項について ア 資金の繰入れ	20 自立支援給付費(自立支援医療費を除く。以下同じ。)を主たる財源とする資金の繰入れを行う場合は、当該施設に資金不足が生じていないこと。	指導	健全な施設運営を確保する観点から、自立支援給付費を主たる財源とする資金の繰入れは、次のとおりであること。 1 他の社会福祉事業又は公益事業への資金の繰入れは、当該施設の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内であること。 2 同一法人が行う当該施設以外の指定障害者支援施設等への資金の繰入れは、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内であること。	移行時特別積立金等取扱通知第2	・事業活動資金収支差額及び当期資金収支差額合計に資金不足が生じているにも関わらず、同一法人が行う他の社会福祉事業又は公益事業へ資金を繰入れている。 ・当期末支払資金残高に資金不足が生じているにも関わらず、同一法人が行う他の指定障害者支援施設等へ資金を繰入れている。	C C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
イ 資金の繰替使用	21 自立支援給付費の一時繰替え使用を行う場合、当該年度内に補てんしていること。	指導	自立支援給付費を主たる財源とする繰替使用は、他の社会福祉事業又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは差し支えないが、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしていること。	移行時特別積立金等取扱通知第2	・繰替えて使用した資金について、当該年度内に補てんしていない。	C
ウ 役員等の報酬	22 法人役員及び評議員の報酬が、社会的批判を受けるような高額又は多額なものでないこと。	指導		移行時特別積立金等取扱通知第2	・役員等の報酬が、社会的批判を受けるような高額又は多額なものである。	C
11 適正な収支差額	23 各会計年度における事業活動収支及び資金収支は、当該施設の健全な運営に必要な額以上の収支差額が生じないようにしていること。	指導	各会計年度における事業活動収支及び資金収支は、長期的かつ継続的な事業運営の確保に留意しつつ、収入、支出の均衡を図り、当該施設の健全な運営に必要な額以上の収支差額を生じないようにすること。	移行時特別積立金等取扱通知第2	・当該施設の健全な運営に必要な額以上の収支差額が生じている。	B
12 利用者に係る給付金等の管理	24 利用者に支払を求める金銭の用途が、直接利用者の便益を向上させるものであること。	指導	施設が、福祉サービスを提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。	障害者支援施設基準省令第16条第1項	・利用者に支払を求める金銭の用途が、直接利用者の便益を向上させるものではない。	C
	25 利用者に支払を求める金銭の用途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に説明を行い、同意を得ていること。	指導	金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。	障害者支援施設基準省令第16条第2項	・書面によって明らかにせず、または利用者に説明を行わず、若しくは同意を得ていない。(軽微な場合はB)	B・C
	26 給付金として支払を受けた金銭を適切に管理していること。	指導	施設は、利用者に係る厚生労働大臣が定める給付金の支給を受けたときは、次に掲げるところにより管理しなければならない。 1 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。 2 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。 3 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。 4 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者取得させること。	障害者支援施設基準省令第33条の2 支援施設等指導監査通知別紙第1-1-(11)	・給付金として支払を受けた金銭を適切に管理していない。(軽微な場合はB)	B・C
	27 利用者から預かっている金銭等は、施設に係る会計とは別途管理していること。	指導	内部牽制に配慮する等、個人ごとに適正な出納管理を行っていること。	運用上の留意事項1(3) 指導監督徹底通知5(4)工	・別途管理していない(軽微な場合はB)	B・C

相模原市実地指導基準 障害者支援施設編

令和6年度版

項目	運営指導事項	区分	運営指導内容	関係法令等	評価	判定
1 運営 (1) 利用契約手続き	1 利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書(以下、「重要事項説明書」という)を交付し説明を行っていること。また、支援の提供の開始について利用申込者の同意を得ていること。	実地	<p>・利用契約を適切に締結するとともに、交付していること。 ・重要事項説明書を説明し、交付していること。また、同意を得ていること。</p> <p>次に掲げる事項を記載した書面を交付していること。なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p> <p>1 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 2 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容 3 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 4 サービスの提供開始年月日 5 苦情相談窓口</p>	社会福祉法第76条、第77条 厚生労働省令第172号第7条 障発第0126001号第三3(1)	<p>・契約を締結していない。 ・契約を交付していない。 ・同意を得ていない。</p>	<p>C C C</p>
(2) サービス管理責任者の責務	2 サービス管理責任者は、利用者処遇監査事項7から11の業務を行うほか、利用者に対する必要な援助及び職員に対する技術指導を行っていること。	実地	<p>・利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握していること。 ・利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行っていること。 ・他の従業者に対する技術指導及び助言を行っていること。</p>	厚生労働省令172号第24条	<p>・利用者の状況把握や援助が不十分。 ・他の従業者に対し技術指導及び援助を行っていない。</p>	<p>C B</p>

項目	運営指導事項	区分	運営指導内容	関係法令等	評価	判定
(3)相談等	3 事業者は、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていること。また、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施していること。	実地	・常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていること。 ・利用者が、当該指定障害者支援施設等以外において生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施していること。	厚生労働省令172号第25条	・相談及び援助が不十分。 ・他の事業者等との利用調整等を実施していない。	B B
(4)管理者の責務	4 事業者は、専らその職務に従事する管理者をおいていること。	実地	・管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っていること。 ・管理者は、従業者に省令等規定を遵守するために必要な指揮命令を行っていること。	厚生労働省令172号第40条	・管理者が専従でない。 ・管理者が専従でないため、施設の管理上支障が出ている。 ・一元管理していない。 ・法令遵守のための指揮命令を行っていない。	C C C C
(5)記録の整備	5 支援を提供した際は、支援の提供日、内容その他必要な事項をその都度記録し、5年間保存していること。	実地	・利用者台帳(フェイスシート)が整備されていること。 ・サービス提供記録(ケース記録)が整備されていること。 ・ケース会議録が整備されていること。 ・職員会議録が整備されていること。 ・ケース記録、各種会議録等が職員間で共有されていること。 ・身体拘束等の記録が整備されていること。 ・苦情の内容等の記録が整備されていること。 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録が整備されていること。	厚生労働省令172号第17条、第56条	・整備されていない。 (軽微な場合は、B) ・5年間保存していない。	B・C C
(6)協力医療機関	6 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めていること。また、入所施設については、協力歯科医療機関を定めるように努めていること。	実地		厚生労働省令172号第46条	・協力医医療機関を定めていない	C

項目	運営指導事項	区分	運営指導内容	関係法令等	評価	判定
(7) 掲示	7 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していること。 また、これを事業所に備え付け、かつ、いつでも自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。	実地		厚生労働省令172号第47条	・掲示していない(備え付け、閲覧できるようにしていない)。 (軽微な場合はB)	B・C
(8) 利益供与等の禁止	8 他の障害福祉サービス事業者等に対し、利用者又は家族に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないこと。 また、他の障害福祉サービス事業者等から、利用者又は家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないこと。	実地		厚生労働省令172号第51条	・利益供与をしている。	C
(9) 会計の区分	9 事業所ごとに経理を区分していること。事業の会計をその他の事業の会計と区分していること。	実地		厚生労働省令172号第55条	・会計の区分をしていない。	C
(10) その他	10 請求情報と利用実績が一致していること。	実地			・請求情報と利用実績が一致していない。	C